

成田警察署の「人権侵害・テッキあげ弾圧を許さない」

成田警察署が「醉客による告訴事件」を口実として、やがて組合員に対する重大な人権侵害を行い、更に動労千葉への新たな「テッキあげ弾圧」を策動していふことを怒りをこめて弾劾する。

去る3月21日、乗務中、醉客の運転妨害を注意したことに対し逆にからんできた醉客の暴行を制止するという乗務中の国鉄職員として当然の職務を推行した成田運転区の乗務員（成田支部組合員）に対して、六月八日、成田警察署はことあろうに「傷害事件の犯人」扱いし、「ウソ発見器にかけるゾー」などの暴言・恫喝を行つてなんとか刑事案件に「テッキあげようとする断じて許すことのできない重大な人権侵害を行つた。

わが動労千葉は、成田警察署によるこのような理不尽かつ言語道断な人権侵害に対する厳重な抗議をすることも、組合員に対する警察権力のいかなる人権侵害・不当弾圧も絶対に許さず、總力をあげてたたかいぬく決意をあきらかにする。あわせて国鉄当局が、このような権力の介入・弾圧に便乗し、加担するなどの不当弾圧をも断じて許さないことをあきらかにするものである。

そもそも、「醉客による告訴事件」とは何か

その概要は、以下のとおりである。

去る3月21日、成田線色川駅から乗車した乗客の一人が、進行中の電車運転室の後部ドアを激しく蹴とばすなどして騒ぎ、運転妨害を行つた。これに対し、当該運転士が、運転業務上に重大な支障をきたすものと判断し、運転保安上当然にもその乗客に、やめるように注意したのである。ところが、この乗客（醉客）は、成田駅で乗務交替を終えてホーム上を乗務員詰所に向つて歩いていた運軌士のあとを、わざわざ電車から降りて追いかけるという乱暴をはたらいたのである。

この様子を目撃した乗務員は、担当の乗務員とホーム反対側の停車中の（発車間際）の電車の乗務員が、この乱暴を止めに駆け寄りかけ背後からいきなり殴りかかるという乱暴をはたらいたのである。

オニヒ、近くにいた乗務員が協力してこの三名の乗務員の行動は、全く当然正當である。とりわけ、運転保安に全神経を集中していいる運転中の乗務員が、悪質な運転妨害をはたらく乗客に注意するのは当たり前である。それを逆らみじて、わざわざ（行先は千葉駅）電車から降りてまで乗務員を追いかけ、その後から殴りかかるなどなどとは言語道断であり、かつ極めて悪質である。

乗務員の処置は、適切・当然

三月四分間の、しかも衆人監視のなかで行われ、従て、成田署が「テッキあげたがって」という「暴行」と言えども、事実をまったく皆無である。

その後、助役に引き渡されたこの乗客は、成田駅公安室で、「運転妨害」「乗務員に対する暴行」の件で約四〇分間ほど、公安官より事情聴取を受け、説教と注意と身柄の保護も含めて行つたのであるが、その際に「乗務員に暴行された」などといつ申告の事実さえなかったという。なお、この四〇分間のあいだにも、醉りにまかせて公安官に足蹴りするなどして暴れていたというのも、「乗務員に暴行された」などといつ申告の事実さえなかったという。なあ、この事態は明白ではないか。成田警察署は「醉客による告訴」を口実に、白を黒といふふるめ、動労千葉への「テッキあげ弾圧」を策動しているのだ。

「テッキあげ弾圧を許さない！」

事態は明白ではないか。成田警察署は、醉客による告訴を口実に、白を黒といふふるめ、動労千葉への「テッキあげ弾圧」を策動しているのだ。

何度でも言う。職務上の当然の行動をとった乗務員に対し、かつ背後から殴りかかるという暴行をうけた、いわば被害者である乗務員に対し、成田警察署は、白黒を逆転させて、言語道断な「犯人」扱いの重大な人権侵害の暴挙を行ひ、「暴行事件」の「テッキあげ」を策動しているのである。全ての組合員は皆さん、怒りをこめて弾劾し、弾圧策動を粉碎しよう！



82.6.21
No.1075

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市稲毛町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五七六・(公電)0931-227107